

平成23年度 事前事業評価書

医療情報連携・保全基盤推進事業(新規)

平成23年9月

医政局研究開発振興課医療技術情報推進室(福原康之室長)

[主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

評価対象事業は下図の網掛け部分に位置付けられる。

基本目標VI 「新しい公共」の実現、成長戦略の中核としての社会保障の展開(未来への投資)等時代の要請に応える

	1	2	3
施策大目標 分野	指す 新しい公共」の実現を 規制改革、地方分権を 推進するとともに「新	開する として、「未来への投資」 として、社会保障を展	興、国際化、科学技術の振 興、IT化に対応する

施策中目標

7	医療を始めとする社会保障分野の情報化を推進するとともに、社会保障・税に関わる番号制度の実現に向けた検討に参画する
---	--

施策小目標

1	医療のIT化を推進すること
2	医療を始めとする社会保障分野全体の情報化・標準化を推進するとともに、社会保障・税に関わる番号制度に関わる番号制度の実現に向けた検討に参画する

2. 関連施策の経緯と現状 ー問題点と解決の方向性

(現状)

IT戦略本部の「新たな情報通信技術戦略（平成22年5月）」は「シームレスな地域連携医療の実現」として、切れ目のない医療情報連携を実現することにより、地域の医療サービスの質の向上を目指すことが明記されている。そのような地域医療連携における診療情報の受け渡し方法として、従来の紙やCDによるものに代わり、オンラインでの情報連携やデータ相互閲覧が期待されている。

また、「医療情報化に関するタスクフォース」の報告書（平成23年5月）には、災害対策として、遠隔地への医療情報のバックアップが有効であることが明記されている。

(解決の方向性)

標準的な形式による診療データ蓄積基盤の導入によりこれらの課題の解決を図る。

3. 事業の内容

(1) 実施主体

都道府県、市町村、その他厚生労働大臣が認める者

(2) 概要

医療機関が診療データを標準的な形式で外部保存し、連携する医療機関においてデータの相互閲覧を可能とするとともに、災害時等にはバックアップとしても利用可能となる医療情報連携・保全基盤を整備する。

(3) 目的

診療情報を必要に応じて医療機関相互で参照し、診療に活用するなど、質の高い地域医療連携を推進するため、安全かつシステムベンダーにとらわれない「情報連携基盤」を整備する。

(3) 予算

会計区分：一般会計

平成24年度予算要求：1,961百万円

医療情報連携・保全基盤推進事業全体に係る予算の推移：

H20	H21	H22	H23	H24
—	—	—	—	1,961 百万円

4. 評価（必要性、有効性、効率性）

（1）必要性の評価

以下の考察を行った結果、本事業には必要性が認められる。

①行政関与の必要性（民間に任せられないか）：有／無

診療データの医療機関間での相互閲覧の機運が高まっているが、他地域との互換性が考慮されず、地域毎に独自の仕組みが構築される動きがあり、医療機関がどのベンダーの診療システムを採用してしようと地域連携に参加できるようにするため、また、将来的な広域連携を円滑かつ最小限の費用で実現するためには、標準的な形式でのデータ蓄積を介した連携の仕組みを示し推進していくことが必要であるため、行政が関与する必要がある。

②国で行う必要性（地方自治体に任せられないか）：有／無

診療データの医療機関間での相互閲覧の機運が高まっているが、他地域との互換性が考慮されず、地域毎に独自の仕組みが構築される動きがあり、医療機関がどのベンダーの診療システムを採用してしようと地域連携に参加できるようにするため、また、将来的な広域連携を円滑かつ最小限の費用で実現するためには、標準的な形式でのデータ蓄積を介した連携の仕組みを示し推進していくことが必要であるため、国が財政支援を行う必要がある。

③民営化・外部委託の可否：可／否

医療機関等、事業を行う者に対して補助金を交付する補助事業であるため。

④他の類似事業との整理

1) 民間に類似の取組はないか

特になし

2) 地方自治体に類似の取組はないか

特になし

3) 他省庁に類似の取組はないか

特になし

（2）有効性の評価

（政策効果が発現する仕組み）

中核的病院に対する補助

→標準的形式による外部保存により連携医療機関間で相互閲覧が可能

→中核的病院などに設置することによりバックアップとしての利用が可能

(検証)

上記の仕組みが機能するためには、医療機関が診療データを中核的病院などに標準的な形式で外部保存することにより、将来的には広域な連携を円滑かつ最小限の費用で図ることができる。

(3) 効率性の評価

標準的な形式でのデータ蓄積を介した連携の仕組みを推進していくことにより、医療機関がどのベンダーの診療システムを採用していようと、地域連携に参加できるようになる。また、将来的な広域連携を円滑かつ最小限の費用で実現できる。

(4) その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

特になし

5. 評価の反映

4（2）有効性の評価において、指摘した工夫を事業内容に盛り込むこととした上で、平成24年度予算概算要求において所要の予算を要求することとする。

6. 事後の検証

(指標)

本事業が期待した効果を発揮したかどうかについては、下記の指標を定め測定することとする。また、下記に示す達成時期を待たず、必要があればその都度改善を講ずるものとする。

○アウトプット指標

指標名	目標値（達成水準／達成時期）	事業と指標の関連
補助実績施設数	20か所／平成24年度	当該事業が推進することにより、地域連携が可能となる地域が増える。
(調査名・資料出所、備考等)		

(評価計画)

補助実績の内容を踏まえ、事業の効果を検証する。

7. 参考

本評価書中で引用した閣議決定は以下のサイトで確認できる。

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（官邸ホームページ）

- ・新たな情報通信技術戦略（平成22年5月）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/100511honbun.pdf>

- ・「医療情報化に関するタスクフォース」の報告書（平成23年5月）

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pdf/110803_koutei.pdf